

D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務公募要領
(技術提案実施公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月24日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- (1) 業務名
D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務
- (2) 業務の内容
別紙「D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業費
10,346,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したものの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8（情報・通信サービス）」、小分類が「8 情報・通信サービスに係る調査（通信に関するものはシステムを利用するものに限る）」に登録があり、格付区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 審査要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課
電話：(086) 226-7265 FAX：(086) 235-9737
メールアドレス：digital@pref.okayama.lg.jp

4 仕様書の配布等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

仕様書及び様式等を次のとおり配布する。

ア 配布期間

本公告の日から令和8年5月11日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

岡山県総務部デジタル推進課ホームページからダウンロードすること。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）

(2) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年4月30日（木）午後5時（必着）

イ 受付方法

D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務質問書（様式第1号）により電子メールで送信すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

なお、件名は「D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務に関する質問（社名）」とすること。

ウ 宛先

3の場所に同じ。

なお、様式第1号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認することとし、確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとすること。

エ 回答方法

令和8年5月1日（金）までに個別に回答する。

ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 技術提案手続等

(1) 技術提案書等の提出

この技術提案に参加を希望する者は、D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務参加申込書（様式第2号）及び別紙1「D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務提案書作成要領」により作成した提案書等を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時（必着）

イ 提出書類

参加申込書、技術提案書、見積書

ウ 提出方法

電子メール等の電子的な方法により送付すること。

なお、電子メールで送付する場合は、添付ファイルの容量は10MB以内とすること。

また、件名は「D X推進の基盤維持にかかる調査・研究業務に関する提案書（社名）」とすること。

エ 宛先

3の場所に同じ

なお、提案書等の送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認することとし、確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとすること。

(2) 技術提案書等の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した提案書について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 説明日

令和8年5月13日（水）（予定）

イ 説明時間、場所等

技術提案書の説明はオンラインにより行う。時間は、内容説明25分、質疑応答15分の計40分以内とする。開始時刻等の詳細については、(1)により書類を提出した参加者に対して通知する。

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

2の事項及び別紙2「評価基準」に基づき、5(1)の技術提案書の内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、選定結果は、令和8年5月15日（金）までに通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する場合は、財務規則第155条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

(4) 諸規程の順守

契約については、契約書に定める事項のほか、財務規則その他法令に定めるところによる。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 技術提案書が、5(1)アの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、1(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 技術提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する技術提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 技術提案書の作成に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。